

資母村誌

第一篇 地誌

一 位 置

資母村は、但馬の東北に位し、東は、丹後與謝郡與謝村、及加悦町、並に岩屋村に接し、西は合橋村に、南は合橋村、高橋村に接し、北は丹後中郡五箇村、常吉村、及び熊野郡佐濃村、川上村に界す、極東、奥藤字家奥、東經百三十五度三分、極西、木村字城山、東經百三十四度五十八分、極南、奥赤字大峙、北緯三十五度二十六分、極北、中藤字阿蘇、北緯三十五度三十二分にして、東西二里南北二里十五丁、面積三方里六七を包有す。

一 地 勢

東南北の三面山に圍まれ、西方太田川流域に沿ひ漸く開け、合橋村、唐川に接す、東方金藏山脈突出し、中央に佛成山系蟠居し、自然中央部、三藤方面、赤花方面、南明以西の四部に區分さる、中山、畑山附近及太田の小平野の外平坦地なし。

一 地 質

本村の地質は、火成岩を主とし、土性は花崗岩の分解土壤より成り、埴質比較的多量なるは、片岩類分解生成物の結果ならん、中藤方面には火山灰土ありて相當多量を占む、概して壤土を雜へ、地味膏腴ならざるも五穀は能く豊熟す。

一 山 岳

殆ど四面山なれば、高山豁谷多し、就中江笠山は高橋村及丹波天田郡雲原村、丹後與謝郡與謝村に跨がり標高七百二十七米七、村内第一の高山なり、高龍寺山は一名釜山と稱し、丹後熊野郡川上村、佐濃村に跨がり標高六百九十六米六あり、東里ヶ岳は合橋、高橋兩村に跨がり標高六百六十三米四あり。

村内陸地測量部三角點標石所在地左の如し。

二等、高龍寺字大谷二五（高龍寺山）

三等、坂野字ウリウ

同 奥藤字九垣二六ノ一

同 中藤字高來一二ノ三

同 木村字城山四四

同 赤花字主計三九六

同 東里字大谷三三 (東里岳)

同 赤花、江笠山

一 河 川

太田川は出石川の上流にして源を奥藤に發し村の中央を流れ、合橋村に入る、延長二里餘あり、小支流の重なるものに赤花川、坂野川あり、何れも舟楫の便なく、産物も僅少なり。

一 氣 候

稍寒冷にして雨雪多けれども、植物生育狀態一般良好にして養蠶業、林業に適す。

一 交 通

産業の發展と共に逐年發達し、縣道出石宮津線、合橋村唐川より木村、太田、日向、畑山、中山、虫生、口藤、中藤を経て、丹後與謝郡岩屋村に至る延長二里三十二丁、縣道中山久美濱線、中山にて出石宮津線と分岐し、坂野を経て尉ヶ畑峠を越え、丹後熊野郡佐濃村尉ヶ畑に至る、延長一里五丁、縣道中山加悦線、中山にて懸道出石宮津線と分岐し、畑山赤花を経て菅谷峠を越え、丹後與謝郡與謝村に至る延長一里二十八丁、一等町村道六線あり。左の如し。

資母上夜久野停車場線、縣道中山加悦線、重用坂津口にて分岐し、坂津を經、坂津峠を越え、高橋村正法寺に至る延長二十町。

中藤加悦線、縣道出石宮津線、中藤にて分岐し、奥藤を經て加悦奥峠を越え、丹後與謝郡加悦町に至るもの延長二十五町。

西野々虫生線、縣道出石宮津線、太田にて分岐し、愛宕隧道、西野々高龍寺、坂野を經て虫生に達し、縣道出石宮津線に合するもの延長二十三町。

赤花藥王寺線、縣道中山加悦線、赤花にて分岐し、奥赤を經、藥王寺峠を越え、高橋村藥王寺に達するもの延長二十町。

坂野高龍寺線、村道西野々虫生線、高龍寺にて分岐し、高龍寺部落中央に至る延長五町。

東里日向線、縣道出石宮津線、日向にて分岐し、東里部落中央に至る延長十一町。
外に二等町村道七線、三等町村道四線、四等町村道四十八線あり。

一 區 域

舊資母郷の區域は三原、唐川、木村、市場、東里、日向、畑山、坂津口、赤花、奥赤花、奥藤、森、中藤、森口、藤、森、虫生、中山、坂野、高龍寺、西野々の十八ヶ村なり、往古太田庄と稱せし時

も異動なきものゝ如し、明治五年六月豊岡縣にて大小區を置かれ、第三大區に編入、奥赤花、赤花は第五小區に、其他は第四小區に編入、次で明治二十二年四月町村制を施行せられ、唐川・三原を合橋に合せられ、殘餘十六字を以て資母村とす、其後名稱の變更あり、現在中山・虫生・口藤・中藤・奥藤・奥赤花・坂津・畑山・日向東里・木村・太田・西野々・高龍寺・坂野とし、役場を中山字田庫五百九十五番地に置く。

一 管 理

本村の管理は、其初詳かならず、王朝時代『和名抄』に出石郡の郷名中資母の二字あるのみにて明かならず。文治二年太田氏の祖、常陸房昌明、功に依り攝津葉室莊、但馬太田莊を賜ひ、踵いで但馬守護職に補し、子孫數代に傳ふ。太田氏衰へ、山名時義、但馬守護となり、山名氏滅び、羽柴秀長守護となり、前野長康及び小出氏數代守護す、小出吉重之時、畑山・日向東里・西野々・高龍寺・三原を割き、弟縫殿助に與へ、久千代之時に至り、天死して家絶ゆ。幕府、唐川・木村・市場・中山(一部)を割て生野代官所に屬せしめ、其他を出石城主松平忠徳の配下に置く。松平氏移封し、仙石政明之に代り、子孫相傳へて明治維新に至る。明治二年生野領、倉見領は久美濱縣に屬し、明治四年全村豊岡縣に隸屬、後兵庫縣に屬す。

一 產 物

米收穫高五千七百八石、價格十四萬六千三百九十一圓、麥六百七十一石、價格六千九十三圓、蠶蠶春夏秋蠶を通じて收繭高一萬五千六百十六貫、價格十三萬九百六十五圓、絹織物年產數量一萬五千六百七十五反、價格二十四萬二千九百六十二圓、其他家畜禽年收二萬五千六百三十八圓、木炭、用材、竹材其他林產物年收五萬三千三百二十五圓、其他食用農產、園藝農產收入三萬千五百五十八圓等なり。

一 土 地

民有地、田四百二十一町、畑八十六町五反、宅地九萬六千八百九十四坪、山林千七百三十八町四反、原野十八町一反、其他一町五反、合計二千二百九十八町八反、步にして、山林所有内譯、公有地、九百五十町二反、社寺有地、十六町八反、私有地七百七十一町四反あり。

一 戶 數 並 に 人 口

大字名	本籍人口	現 在 人 口		計	現住戶數
		男	女		
中 山	九二一	四一七	四〇五	八二二	一五七
虫 生	二八四	一一六	九一	二〇七	三八
口 藤	二四七	一〇九	一一三	二二二	四〇
中 藤	三四六	一五三	一五六	三〇九	五五

奥藤	二九〇	一一二	一一〇	二三二	三七
奥赤	一七六	八三	八二	一六五	二八
赤花	五七四	二六一	二五四	五一五	一〇七
坂津	一九六	九一	八七	一七八	三二
畑山	六五二	二七四	二四一	五一五	九二
日向	一五一	四四	三九	八三	一三
東里	二〇八	七六	九〇	一六六	二四
木村	二八七	一〇五	八四	一八九	三五
太田	一八八	七九	七二	一五一	二八
西野々	一四三	六六	六二	一二八	二三
高龍寺	二〇二	七七	六九	一四六	二三
坂野	二九六	一〇四	一一〇	二二四	三八
計	五、一六一	二、一六七	二、〇七五	四、二四二	七七〇

一 職業別戸數

農業六百十戸、工業六十八戸、商業四十五戸其他四十七戸。

一 牧 畜

牛、牝三百二十三頭、牡二頭、計三百二十五頭、年内出產犢牛、牝百〇七頭、牡百十四頭、計二百二十一頭にして、産犢は定市にて賣却す。

馬牝一頭、牡十六頭計十七頭。

鶏雌七百七十八羽、雄八十七羽計千九百二十二羽、年內產卵十四萬二千五百個なり。

一 産業組合

創業大正十二年十二月組合員六百七二人、出資金四萬六百六十圓。

一 教育

資母^{尋常}_{高等}小學校學級十、教員十一名、生徒數三百七十四名。

中藤尋常小學校

赤花尋常小學校 學級十二、教員十二、生徒數三百三十名。

太田尋常小學校

農業公民學校學級六、教員<sup>專任一名
兼任十名</sup>、生徒數百四十五名。

教育費經常費小學校二萬二千九百二圓、公民學校二千九十八圓。

一 教化諸團體

教育會會員數七百六十四人、在郷軍人會百七十六人、青年會百四十四人、婦人會七百六十八人、女子青年會百四十五人。

一 社 寺

村社指定神社二、村社其他十三、無格社九計二十四。

寺院四、庵五、佛堂八計十七。

一 兵 事

陸軍現役二十七人、豫備五十二人、後備八十人、第一補充兵百六十四人、第一國民兵二十八人、第二國民兵五百二十一人、計八百七十二人。

海軍現役六人、豫備三人、後備三人、計十二人。

一 村歲入出豫算

歲入 村稅三萬七百九十三圓、財產收入二千百十九圓、國庫補助金及下渡金七千四百一十一圓、縣費補助金五千二百九十五圓、繰越金五千八百二十二圓、其他三千百三十七圓、計五萬四千五百七十七圓。

歲出 役場費八千六百七十七圓、會議費五百九十八圓、土木費一萬五千七百八十三圓、教育費二萬五千二百八十圓、衛生費五百四十二圓、勸業費百三十圓、諸稅負擔四百二十圓、其他三千百四十七圓、計五萬四千五百七十七圓。

一 村 財 產

動產二萬八千三百六十六圓、不動產十一萬三千七百二十四圓。

一 租 稅

高 我國の舊制、租稅は地租を以て旨とす、其法、地の廣狹を測り、肥瘠を察し、産額を見積り之れを檢定す、之れを高と云ひ以て稅率を定む、幕府時に之れを檢す、稱して檢地と云ふ、寛永十六年、寛文四年、天保三年に於ける本村の高左の如し。

寛永十六年

一五百八十二石二斗五升

赤花村

内畑百三石六斗一升七合

一百二十六石二斗八升八合

坂津村

内畑二十四石八升

一四百三十七石二斗一升六合

畑山村

内畑三十一石一斗八升

一六百二石三升三合

中山村

内畑三十九石六斗九升三合

一五百八十八石二斗四升三合

藤ヶ森村

内畑五十九石六斗八升四合

一九十三石八斗八升六合

高龍寺村

内畑二十石三斗九升

一百十七石九斗九升

西野々村

内畑十八石九斗三升

一百四石七斗七升九合

東里村

内畑十八石九斗六升六合

一百三十八石八斗八升五合

太田市場村

内畑三十石七斗七升四合

一百三十七石一斗八升八合

木村

内畑四十二石一斗五升

一百二十五石八升二合

唐川村

内畑四十八石三斗九升八合

一百九十六石八合

三原村

内畑二十石五斗四升

一九十二石

日向村

寛文四年

一 四百七十八石六斗六升六合	赤花村
一 三百三十二斗九升	坂津村
一 三百九十石一斗五升七合	畑山村
一 六百三十六石八斗六升	中山村
一 四百九十三石二斗八升三合	藤ヶ森村
一 八十石八斗五升八合	坂津村
一 七十七石四斗三升四合	高龍寺村
一 九十六石二斗七升六合	西野々村
一 百八十石八斗四升九合	東野村
一 百四石八斗三升	太田市場村
一 三百一石七升九合	木村
一 二百六十六石四斗二升七合	唐川村
一 百六十六石六斗五升七合	三原村
一 八十一石六斗四升二合	日向村

天保三年

一三百二十二石六斗一升八合	唐川村
一三百四十一石三斗三升	木村
一百二十八石五斗二升二合	太田市場村
一八百三石三斗八合(中山虫生)	中山村
一七百四十八石七斗八升六合(口赤花を含む)奥赤花村	中赤花村
一百三石一斗七升三合	坂津村
一百十六石九斗二升五合	中藤ヶ森村
一九百五十石七斗三合(口奥藤ヶ森を含む)	坂野村
一九十二石三斗一升五合	三原村
一百八十七石八斗	東里村
一九十一石一斗六合	日向村
一九十二石	西野々村
一百八石四斗九升	高龍寺村
一八十七石二斗五升八合	

一 四百十八石四斗二升六合

畑山村

但各村特別の檢地は年代の部に載せ置けり。

一 諸稅額

國稅 地租六千四百四十圓、所得稅千六十圓、營業收益稅四百七十六圓、酒造稅一萬六十八圓、織物消費稅二萬七千四百三十一圓、相續稅千二百四十圓、資本利子稅百三十八圓、合計四萬六千八百五十圓餘。

縣稅 地租割七千二百八十二圓、特別地稅千五百十四圓、家屋稅千四百五十九圓、營業收益稅附加稅三百三十八圓、所得稅附加稅二百二十一圓、營業稅八百六十九圓、雜種稅三千三百七十六圓、計一萬五千五十九圓。

村稅 地租附加稅四千四百四十七圓、特別地租附加稅九百四十二圓、收益稅附加稅三百八十二圓、特別稅戶數割二萬五千二百一十一圓、家屋稅附加稅八百十二圓、營業稅附加稅七百八十四圓、雜種稅附加稅三千三百七十六圓、計三萬五千八百六十四圓。

一 村會及村吏員

村會議員十二名、村吏員村長一、助役一、收入役一、書記五、雇一、常設委員七。

一 諸團體

日本赤十字社百七十七名、海員掖濟會員三十二名、愛國婦人會六十四名。

一 村役場より主要地への里程

兵庫縣廳 陸路五里十一町。
鐵道百五十三軒九。

出石警察署 四里三十五町。

豊岡稅務署

七里三十五町。

同土木出張所

第十師團司令部 陸路五里十一町。
鐵道九十六軒六。

聯隊區司令部 陸路五里十一町。
鐵道百二軒八。

最寄停車場、出石四里三十五町、豊岡八里三十二町、丹後山田四里。

右記載の數字は昭和四年十二月末現在なり。

第二篇 年代

上古史概説

太古邈たり史の徴すべきなしと雖も、未だ金屬の用を知らずして、僅かに石を研ぎ介を磨して器具製作の具に供する蠢乎たる幼稚の民が點々穴居野處散在し、食を天然の産物に仰ぎ或は草葉果實を集め、又は禽獸虫魚を殪し其の肉を食ひ其の液を吸ひ以て日々の生活に資せし、所謂先住民族の蟠據せし形跡を存す、之を石器時代と稱す。

奥藤・中藤・奥赤花の横穴並に中藤字プロ採集の石斧三個及木村字西ヶ奥採取の石槍に依り證すべし。

奈良朝前記録の徴すべきものなしと雖も、上古地方豪族の散在占有せしものなるが如し。

畑山京塚、蛇塚、小林山上古墳、奥藤古墳、坂野京塚及び塚、木村採取の土器金環により

證すべし。(舊蹟參照)

延喜年以前土地既に開け、住民の集團せしものにて、延喜式に赤花須流神社、口藤比遲神社、畑山日出神社、虫生安牟加神社の收入せられ、官社として祭祀せられたるにより之れを知るべし。『延喜式神明帳』

延喜式人名帳、天神地祇三千百三十三座の神名に大小の社格を記す、延喜五年八月、左大臣藤原忠平等勅を奉じて、弘仁、貞觀二式を合せ編成せしものにて、延長五年十二月撰定し畢りしを奉る、前後二十三年に及べり、但馬國に於て大社十八、小社百十三、計百三十一座あり、出石郡に於て大社九、小社十四、計二十三座あり。

資母郷の文書に顯れしは第六十二代村上天皇の天曆頃源順の『倭名類聚鈔』を以て嚆矢とす、國中に資母郷の稱ある土地左の如し。

大和吉野郡 (現今所在不明)

同 宇智郡 (現今五條町及坂合部村)

河内南河内郡 (元安宿郡現今玉手村)

伊勢河輿郡 (現今河藝郡)

播磨多可郡 (現今芳田村重春村)

越前大野郡 (現今下庄村及富田村)

以上に本郷を加へ七郷とす(倭名鈔地名辭書)。されどその郷名を現在村名に稱呼せるは獨り本村のみなり。

郷は古行政上土地分界の名にして、郡の下に屬す、元里と稱す、孝徳天皇の世、國郡里を定め國は郡を、郡は里を、里は村を統べたり、令制五十戸を一里、二十里を一郡とするを以て極限とせり、後里を改めて郷と稱す、中世制度亂れ庄保の稱盛なるに及びて、郷里の名の書に見ゆること稀なり。文祿四年豊臣秀吉諸國を檢地し、悉く庄保郷里の稱を廢して、直に郡を以て村を統ふるに及び、古制全く絶えたり。

上古郷内主要道路は、木村・太田・西野々・坂野・中山・畑山・坂津を経て高橋村に至りしものか、字郷野々あり、西に西野々・坂本・東に坂野あり、尙日和坂・坂津あり、坂津は坂の麓の邑の義ならん。

太田莊の名は何時の頃より起りしか定かならねど、文治の年既に存在せしは明なり、中世迄三原村以東を言ふ。

文治年太田昌明太田庄を賜ひ、此地に赴任せし以前既に太田莊と稱せしものにて、中山に莊司ヶ谷の字を存す、莊司とは莊園の雜務を分掌せし役名なり。尙弘安太田文に太田莊地頭越前々司後室、不出注文之間任古帳註進之、法金剛院領伯宮御領

とあり。法金剛院一名比寺又雙丘寺又天安寺と稱す、花園妙心寺の西南三町許、舊右京西京極中御門の未にあたる、今は荒廢してなし。承和年中清原夏野、其宅を捨て寺となす、天安二年官寺となり、保延年中鳥羽帝中宮待賢門院(藤原璋子)再興して離宮となし、法金剛院と改め給ふ、後白河法皇の時長講堂、法金剛院等の領莊を制置し、世々仙洞の御料とせられ傳へて、後嵯峨法皇に至り、此御領をば後深草院に授け、子孫の資となし給ふ、而も大統の御位は龜山帝の流に歸する事となる、然るに兩統の間種々の事起り、遂に南北兩朝の慘禍を見るに至る。法金剛院領は既に其定めあれば、後深草の流に傳領したまひ、花園離宮、萩原殿、妙心寺等の造營あり、後、足利の亂世に及び、皇室の衰微とともに廢絶せり。

以上の文を以て推す時は、太田莊は既に後白河法皇の時、長講堂領法金剛院等の領莊を制置し、世々仙洞の御領となり、二條天皇保元三年八月、後白河院讓位尊號院政を行ひ、法皇と稱せられし以前の事なり。

莊園は王朝時代以後勢力ある寺社及人々の私有地にして、莊と號する土地を云ふ、莊は田園の義、田間にある家屋を言ひ、園は苑の藩を設けあるもの樹木等を植うる處を言ふ、即ち別業の園地なり。輸租地、不輸租地の二種あり、不輸租地は神社佛閣

等特殊の土地に官符、宣旨、綸旨、院宣を以て租税課役を免除したるものにして、上古の皇族及臣、連、伴、造、國造等の遺領なり。上古皇族には御名代、御子代等の民を置き、屯倉、田部を設けて、臣、連、伴、造又は各部曲の民を置き、國、縣、山、海、林、野、池、田等を割きて開墾し以て己れが財とす、是を田莊と言ふ。即莊園なり、而して勢あるもの權力あるもの數百頃の田莊を併有し互に爭止まざりき、之が弊を矯め王權を擴張し中央集權を固くせんとして大化改新の勅語は降されたり。爰所に於て諸國の所領悉く公田となりしも、習慣の改むべからずして大化以前と異なる處なかりき。元正天皇養老六年四月、勅して諸國々司をして開墾を勤めしめ、又諸國の民に荒野閑地を開墾せしむる事を勤めしめられ、後に至りて其開墾地は三世に傳ふる事を許されしも、其返還の期に至りて荒廢するもの多きにより、聖武天皇天平十五年五月、勅して永世私財となさしむ、茲に於て人々爭ひて開墾し殊に權門勢家、恣に公民を驅使し開墾を勤め、益、私營田多く漸時に莊園を増加せり。神社佛閣田は不輸租地にして朝廷より寄進の外、一般より寄進せしめざる定めなりしも、開墾の自由が一般に許されしより皇室臣民の寄進多く、又神社佛閣も自ら開墾せしを以て、神寺田多く莊園益増加せり。豊臣秀吉檢地を行ひ諸國の莊郷を廢して直に郡を以て村を

統べしめ、諸侯を封するに石數を以てしたるにより、莊園全く亡びたり。されど以後に於て習慣により、莊といへる號を用ひるものありき。『莊園考』

鎌倉時代

文治二年五月十二日、叡山西塔谷の僧常陸房昌明、源頼朝の命に依り、源行家を和泉八木郷に斬り、其賞として攝津葉室莊、但馬太田莊を賜ひ、太田莊に移住す。『鎌倉實記』
文治五年七月十九日、源頼朝、奥州泰衡を征せんとて軍を起す、昌明之れに従軍す。

『東鑑』

承久三年五月十五日、後鳥羽上皇、北條義時を討たんとて城南寺の流鏑馬に托して兵を募り、使者五人院宣を齎して昌明が許に至る、昌明之れを斬る、院中に赴かんとする國內の軍兵昌明を襲ふ、一旦之れを防ぎ、戦ひ、深山に引籠る、既にして義時の軍京に入るを聞き出で、之れに合し、北條軍大捷す。『承久記』

承久三年七月二十四日、北條義時、後鳥羽天皇の皇子雅成親王を但馬に流し、法橋昌明をして守護し奉るべき由、相州武州に下知を加ふ。『東鑑』

雅成親王は城崎郡高屋に幽せられ、嘉祿二年逃走を謀り、後剃髮し、建長七年二月薨じ給ふ、行年五十六、在國三十年、御墓は高屋村にあり。

承久三年七月二十六日、法橋昌明、但馬守護職に補せらる。(據『東鑑』推)

昌明太田莊に居住し太田村龜ヶ城を築き西方に木村岩吹城、東方に畑山佛清城を築き一族及家臣をして守護せしむ(舊蹟參照)後年守護職を子政廣に譲り木村堀の内館を築きて之れに居住す、昌明卒する年詳かならず、太田五輪ヶ谷に葬り累世太田氏の墓地となすといふ。(舊蹟參照)

昌明の後左兵衛政廣、太良左衛門政綱、太良左衛門政頼相襲ぎ守護職たり。『太田系圖』弘安八年十二月、太良左衛門尉政頼鎌倉の命により、但馬太田文を注進す。『太田文』同書にある資母村の分左の如し

法金剛院領伯宮御領太田莊八十丁地頭越前々司後室、不出注文之間任古帳註進之聖護院領高瀧寺五丁地頭三良治郎入道行願同書の寫太田吉右衛門藏す、明治二十一年九月二十一日内閣編輯局長文學博士重野安繹へ修史材料として提出、大日本古文書として登録せらる。太田文別本あり但馬考を撰びし櫻井良翰の序文あり。

太田文は國中の田文を取集め一つにまとめ合せて大帳冊となしたるものなり。貞應二年北條泰時、天下に令して太田文を作り國領並に莊園等の田畠を注進せしむ、現今存するもの貞應二年淡路太田文、文永二年若狹太田文、嘉元二年常陸太田文、

年不詳伊賀太田文弘安八年但馬太田文等數部に過ぎず。

南北朝時代

元弘二年三月北條高時後醍醐帝を隱岐へ第六の宮恒良親王〔太平記〕笠置囚人の條に第四の宮とし前後亂離せり、今『神皇』を但馬に流し守護太田判官の家に幽す〔太平記〕。
正統記に從ひ第六の宮とす。

後畑山日出神社境内に奉遷すといふ。

始、元徳二年後醍醐帝東大寺興福寺等に幸し僧徒を誘ひ武家を討たんと謀り給ふ謀洩れ高時承久の故例に依り帝を遠國に遷し奉らんとす。元弘元年八月帝僞計を以て笠置に幸し給ひしが、同年九月大佛貞直等の爲に捕へられ六波羅に入り、一宮尊良以下の皇子皆捕へられぬ。

元弘三年二月二十四日帝隱岐の配所を出で、同月二十八日伯耆逢坂港に到り船上山に幸し給ふ、乃ち諸國に詔を下して北條氏を討せんとす。同年三月十日赤松則村六波羅の兵と瀬河に戦ひ長驅して京師に迫る、同月十三日帝左近衛中將源忠顯に勅して、山陰山陽二道の兵を召し則村を援けしめ給ふ。忠顯命を奉じて伯耆を出でしとき千餘騎なりしが、因幡伯耆出雲美作但馬丹波若狹の兵馳せ加はり二十萬七千餘騎とはなりぬ。此時但馬守護太田三良左衛門尉守延皇子恒良親王を奉し、近國の勢

を催し丹波篠村にて忠顯に參會す。忠顯甚だ悦び錦の御旗を立て、恒良親王を上將軍となし、守延を裨將とし同年四月二日篠村を發し西山峯の堂に陣し、忠顯は神祇官の前に營し、勢を分て上は大舍人より下は七條に到り、小路ごとに兵千餘騎を遣て攻む、戰酣なり守延人を京中に入れ各所に火を放たしむ、烈風の爲火勢燄々たり賊軍之れが爲め敗走す。是より先賊軍佐々木時信、隅田高橋等に五千餘騎を撰みて遊撃に備ふ、守延一條二條を攻む戰烈しく決し難し、乃ち五千餘騎を縦て急に其營を衝かしむ、賊兵新に氣銳し官軍戰憊て抗する能はず、守延陶田通倫等の銳兵と二條に戰ひ敗れて死す。從て死する者三百餘人、時は元弘三年四月八日なり。『太平記』(人物參照)

興國四年(北朝康永二年)、山名時氏但馬に入り、太田一族其の幕下となる。『歷朝要記』

正平三年(北朝貞和四年頃)、寂室和尚金藏寺に寓すること一年、壁書二首あり『但馬考』人物參照、大永年間山名の臣外垣右京進源恒光中山城主たり。(如布神社棟札による如布神社參照)

織豊時代

天正八年、羽柴秀吉來征、出石城主山名堯熙降り、山名氏及び太田氏も民間に下れり。

『但馬考』

同年、秀吉弟秀長を播磨但馬の守護となす、姫路に在城し青木勘兵衛をして出石に

在城せしむ。『柴田退治記』

天正十三年、前野長泰出石城城主となる。

天正十五年、秀吉嶋津義久征伐の兵を發す、前野但馬守從軍す『但馬考』脱して義久降を乞ふ、秀吉但馬守及び淺野彈正少弼木村常陸介をして其事を營せしむ。

天正十八年三月、秀吉、北條氏直を征す、前野但馬守千二百人を率ゐて從軍す。『但馬考』
文祿元年三月、朔日、秀吉朝鮮征伐の軍を發す、前野但馬守出兵を命ぜらる。『但馬考』

文祿四年七月、前野但馬守豊臣秀次の事に座し、妻子と共に中村式部少輔に預けられ、駿河府中に自殺し、國除せられ、小出大和守吉政播州龍野より移り出石城主となる。『但馬考』

文祿四年八月十八日、西野々村檢地あり、高百八石四斗九升（現今檢地帳紛失、ワラ谷爭論文書、畑山羽尻文書に依る）

徳川時代

慶長五年、小出大和守、關ヶ原役に西軍に與し、細川幽齋を丹後田邊に攻め降す。

『但馬考』

慶長九年、小出吉政和泉岸和田城に移り、嫡子右京太夫吉秀城主となる。『小出系圖』

慶長十八年十月八日、小出吉英和泉岸和田城に移り二男伊勢守吉親出石城主となる。『小出系圖』

元和元年四月、小出吉親大阪役に従軍し首六十七を斬り之を獻す。『小出系圖』

元和五年、小出吉親丹波園部に移封し、和泉岸和田城主小出吉英再出石城主となる。

『小出系圖』

寛永十六年四月二十一日、木村檢地あり、反別二十八町六反九畝二十一步高三百三十九石二斗七升六合檢地役木村平右衛門、青山太郎兵衛、井口小左衛門、河村治郎左衛門、大崎勘右衛門。(檢地帳木村保存す)

寛永十九年、中山村の内僧都外一部高百四十七石九斗八升(反別を失す)を割き虫生村とす。(安牟加神社參照、寶永三年差出明細帳虫生文書)

正保四年三月、高龍寺村檢地あり、反別八町一反六畝三步高八十七石五斗七升八合。

(檢地牒高龍寺村保存與書破失)

慶安三年六月十日、坂野村檢地あり、反別八町四反四畝高九十一石一斗一升六合檢地役中條半右衛門、神西七左衛門、富田孫左衛門。(檢地牒坂野村保存)

同年六月、虫生村檢地あり、反別二十町七反三畝九步高二百二十六石五斗七升二合

檢地役坂野村に同じ。(現今檢地牒なく、寶永三年八月差出明細帳に依る)

寛文六年五月、赤花村を口、中、奥の三ヶ村に分割す。

同年五月十五日、出石城主小出吉英封を嫡子修理亮吉重に譲り、弟縫之助美勝へ二千石宮内英本へ二千石主殿英信へ千石を分ち吉重の領地四萬五千石となる。宮内英本は倉見小出家の祖、縫之助は養父郡大藪小出家の祖なり。『小出系圖』

同年畑山日向中赤花東里、西野々高龍寺高千百六十五石四斗六升九合倉見領となり小出英本に屬す。『畑山文書』

寛文八年三月九日、前出石城主小出吉英卒す。『小出系圖』

寛文十一年九月、出石領木村檢地あり、反別三十一町四反三畝高三百三十九石二斗七升六合檢地役羽間瀨兵衛、板野新五左衛門、前野傳左衛門、南部吉衛門。(檢地牒木村保存)。

同年同月、出石領太田市場村檢地あり、反別十一町四反七畝六步高二十八石二斗二升五合役人木村に同じ。(檢地牒太田村保存)

寛文十三年七月、出石領口赤花村檢地あり、反別四十九町四反五畝二十七步高五百六十九石三斗九升一合、檢地役長田五兵衛、下村市之丞、板野新五左衛門、足立作左衛門、遠山吉右衛門、村野四郎左衛門。(檢地牒口赤花村保存)

同年同月、倉見領中赤花村檢地あり、反別十四町七段九畝二十一歩高百七十一石八斗四升二合、檢地役口赤花村に同じ。(檢地牒中赤花保存)

奥赤花帳簿なく高百七十八石五斗七升、檢地年不詳なりと雖も口、中赤花と同一ならん。

同年同月、出石領奥藤ヶ森村檢地あり、反別三十一町三反五畝一二歩高三百五十六石一斗八升八合、役人口赤花に同じ但し長田五兵衛を缺く。(檢地牒寫奥藤ヶ森村保存)

同年同月、小出藩主檢地の際、藤ヶ森字極樂山内畑中を割き奥藤ヶ森村を置き平野を割き口藤ヶ森村とす。

同年同月、出石領中藤ヶ森村檢地あり、反別十七町九反六畝八歩高三百一十一石二斗六升、檢地役奥藤ヶ森に同じ。(現今帳なし、寶永三年八月差出明細帳に依る)

同年同月、出石領口藤ヶ森村檢地あり、高二百八十一石四斗九升二合。(現今牒なし寶永三年八月差出明細帳に依る、中藤ヶ森村差出帳に依れば中藤ヶ森村、口藤ヶ森村兩村一冊に收むとあり)

延寶元年十一月十二日、出石城主小出吉重致仕し、子備前守吉之家を襲ぐ吉之後英安と改名す、延寶二年、出石領主小出吉重卒す。『小出系圖』

延寶五年、出石領中山村檢地あり。(現今牒簿なし差出明細帳に依る) 高五百四十八石六斗四升

八合。

貞享四年七月十日、倉見領小出英本致仕し、宗家備前守英安二子宮内英通(熊千代)繼ぐ。

『小出系圖』

元祿二年四月一日、倉見領小出英通卒し、子なく同姓伊勢守英利第二子主膳英雄(繼之助)繼ぐ。『小出系圖』

元祿四年十二月、出石城主小出英安卒す、子大和守英益繼ぐ。『小出系圖』

元祿五年十二月十一日、出石城主小出英益卒し、子なく支族藏人英長を養ひ世繼とす。『小出系圖』

元祿六年六月五日、倉見領畑山村檢地あり、反別五十三町五反二十一歩高六百十四石四斗五升三合。(現今帳なし畑山村文書に依る)

元祿八年二月十四日、出石城主小出英長卒し、子久千代繼ぐ。『小出系圖』

同年十二月二十二日、出石城主小出久千代卒し、子なく家絶ゆ。『小出系圖』

元祿九年十月二十三日、龜山城主久世大和守重元出石城を守衛す。『但馬考』

元祿十年二月十一日、出石領主として、武藏岩槻城主松平伊賀守忠徳赴任す。『但馬考』

元祿十年四月、木村、太田市場村、中山村の一部(高四百七十八石九斗二升三合)を出石領より割

き奥矢根鑛山經費宛として幕府の直轄となり、生野代官秋山七良左衛門の配下に入る、生野領高計九百四十九石五斗三升八合。天明并に寶曆十年高帳）出石領高計二千百九石二斗一升八合（天明八年、高帳）倉見領高計千百六十五石四斗六升九合。『元和元年高帳』

元祿十五年、生野領平岡四郎右衛門代官となる。『生野代官記』

同年、出石城主松平忠徳對面所を城中に設け之に居る。『但馬考』

寶永二年三月、倉見領日向村檢地あり、反別七町八反四畝十五歩高九十二石（現在牒なし、寶永二年名寄帳に依る）

寶永二年四月、倉見領東里村檢地あり、反別八町四反五畝二十一步高九十一石一斗六合、役人關忠兵衛、大治七郎兵衛、小牧四良左衛門、羽間源右衛門、小西正太夫。（現今檢地牒東里村保存）

寶永三年一月二十八日、出石領主松平忠徳信州上田へ移封し、上田城主仙石越前守政明赴任す。『仙石家譜』

寶永六年二月十五日、倉見領主小出英雄卒し、子なく主膳英伴。（岩之丞）繼ぐ。『小出系圖』

正徳三年、清野與左衛門生野代官となる。『代官記』

享保二年八月三日、出石領主仙石政明卒し、子信濃守政房繼ぐ。『仙石家譜』

享保三年、長谷川庄五郎、石川四郎右衛門生野代官所を預る。『代官記』

享保四年、鈴木運八郎、蘭部源治郎、生野代官所を預る。『代官記』

享保五年、飯塚孫四郎生野代官となる。『代官記』

享保十年、長谷川庄五郎、平岡彦兵衛生野代官所を預る。『代官記』

享保十一年十月十日、生野領木村孝子勘太夫生野代官所へ召出され、代官所預平岡

彦兵衛より金子百疋を賜ひ、其行狀を表旌す。(木村文書孝子傳參照)

享保十二年十月四日、生野領木村孝子勘太夫生野代官所へ召出され、代官所預り、長

谷川庄五郎より銀三兩を賜ふ。(孝子傳參照木村文書)

享保十三年九月八日、倉見領主小出英伴卒し、宮内英貴繼ぐ。『小出系圖』

享保十五年、中島内藏之助生野代官となる病氣の爲赴任せず、平岡彦兵衛代官所を

預る。『代官記』

享保十六年四月、生野領代官中島内藏之助江戸に歿し、岡田庄太郎代官となる。『代官記』

記』

享保十九年、小林孫四郎生野代官となる。『代官記』

享保二十年六月十八日、出石領主仙石政房卒し、子越前守政辰繼ぐ。『仙石家譜』

享保二十年十一月二十三日、倉見領主小出英貴卒し、子なく弟織部英好（龜之丞）繼ぐ。

『小出系圖』

元文二年、出石領主口赤花村孝子蝶を賞し米若干を與ふ。（孝子碑文孝子傳參照）

元文三年十二月十六日、生野領生野町民竹槍斧鉞を携帶代官所に逼る二十二日鎮撫す。『代官記』

元文三年十二月二十九日、生野領朝來郡の民代官所へ強訴す出石領主等兵を出す。

『代官記』『但馬考』

元文四年一月二十八日、出石城主口赤花村孝子蝶の母死す、蝶に終身年に米一人扶持を與ふる事を命じ、且莊屋平八が居常蝶を恤みしを嘉賞す。（碑文『但馬考』）

元文五年十二月、堀江清次郎生野代官となる。『代官記』

延享三年、小野佐太夫生野代官となる。『代官記』

延享三年四月、幕府より稻生左門神保宮内岩瀬吉左衛門をして村内を巡視せしむ。

『中藤村文書』

延享四年八月十日、生野領木村孝子勘太夫死す、法名月峯道性信士（木村文書過去帳）（人物

參照）。

寛延元年七月、生野領木村倉見領西野々とワラ谷争論の爲幕府より檢視役出張。

『西野々文書』

寛延三年三月二十五日、生野領木村倉見領西野々ワラ谷争論江戸に於て幕府役人の裁決により解決す。『西野々文書』

寶曆三年、岩佐郷藏生野代官となる。『代官記』

寶曆六年、齋藤新八郎生野代官となる。『代官記』

寶曆九年十月二十九日、遊行上人宮津より出石へ通行す、人足各領を通じて六百人。

『中藤文書』(遊行上人は時宗一遍上人の法燈繼承者を云ふ)

明和元年、平岡彦兵衛生野代官となる。『代官記』

安永元年十一月二十四日、倉見領主小出英好卒し織部英明(九十郎)繼ぐ。『小出系圖』

安永二年三月、遊行上人通行。『中藤文書』

安永八年、小林孫四郎生野代官となる。『代官記』

安永八年十一月六日、出石城主仙石政辰卒し、兵部少輔久行繼ぐ。『仙石家譜』

安永九年四月十七日、京都本願寺門主宮津より出石へ到る、人足六百人内四百六十

二人出石領四十八人倉見領九十人生野領に割充尙不足、人夫は口藤・虫生・中山・畑山よ

り六十八人市場木村よりも人夫を出す、人足割合一萬二千五百六十石割。『畑山文書』

天明元年七月武嶋左膳、守屋彌惣右衛門生野代官所を預る。

天明二年三月、内方鐵五郎生野代官となる。『代官記』

天明五年十二月十四日、出石領主仙石久行卒し、子久通繼ぐ。『仙石家譜』

天明八年五月、幕府役人巡見。『中藤村文書』

天明八年七月、稻垣藤四郎生野代官となる。『代官記』

寛政元年八月五日、倉見領小出英明致仕し、主膳輝英（菊三郎）繼ぐ。『小出系圖』

寛政六年五月、遊行上人通行。『今井文書』、『中藤村文書』

寛政十二年、布施孫三郎生野代官となる。『代官記』

文化五年二月二十九日、倉見領小出輝英子なく、宮内英徳（龜之助）を養ひて子となす。
『小出系圖』

文化六年、黒田新八郎生野代官となる。『代官記』

文化十一年九月二十日、出石領仙石久道致仕し、子主税政美繼ぐ。『仙石家譜』

文化十二年五月十九日、遊行上人通行。『中藤村文書』、『今井文書』

文政元年、平岡彦兵衛生野代官となりしも、間もなく山田常右衛門に代る。

文政元年三月二十九日、倉見領主小出輝英致仕し、養子宮内英德繼ぐ。『小出系圖』

文政五年二月、西本願寺門主本如上人通行。『中藤文書』

文政六年、久美濱代官蓑笠之助、倉敷代官大草太郎右衛門生野代官所を預る。『代官記』

文政六年十二月、川崎平右衛門生野代官となる。『代官記』

文政七年七月十四日、出石領主石美濃守政美卒し、讚岐守久利襲ぐ。『仙石家譜』

文政八年五月、西本願寺門主本如上人通行。『中藤文書』

文政十年八月、江戸奉行巡見中山に止宿次。『藏雲寺文書』

文政十年十二月二十五日、倉見領主小出英德卒し、子宮内英美（規太郎）繼ぐ、從五位下

豊前守となる。『小出系圖』

天保元年、鈴木平十郎生野代官となる。『代官記』

天保四年、西村貞太郎生野代官となる。『代官記』

天保六年八月、大草太郎右衛門生野代官となる。『代官記』

天保六年十二月、出石領主仙石久利仙石左京の件に座し、封二萬八千石を削らる。

『仙石家譜』

天保十年十二月、幕府役人巡見す。『中藤文書』

弘化三年、勝田銀次郎生野代官となる。『代官記』

弘化四年一月、出石銀券通用停止され一般困憊せり。『藏雲寺文書』

嘉永元年五月十五日、倉見領主小出英美卒し英郁（豐次郎）繼ぐ。『小出系圖』

嘉永二年、望月新八郎生野代官となる。『代官記』

嘉永五年、白石忠太夫生野代官となる。『代官記』

安政二年、北條平次郎生野代官となる。『代官記』

安政四年三月二十九日、倉見領主小出英郁致仕し養子主膳英燦（量之助）嗣ぐ。『小出系圖』

安政五年、羽田十左衛門生野代官となる。『代官記』

文久三年、川上猪太郎生野代官となる。『代官記』

文久三年十月十一日、平野次郎等澤主水正を奉じ生野に據る。

慶應元年、横田新之丞生野代官となる。『代官記』

慶應三年三月、徳川將軍大政を返上次。

慶應四年四月十九日、神祇局より神佛混淆廢止の令を發布せらる、其文左の如し。

一中古以來某權現或は牛頭天王之類、其外佛證を以て神號相稱候神社、少なからず

何れも其神社の由緒委細書付早く可申出候事。

一佛像を以て神體と致候神社は以來相改申可事。

附本地様と唱佛像を社前に掛或は罅口、梵鐘佛具等の類差置候分は早く取除申事。
慶應四年七月十六日左之廻狀に依り、生野領は同年七月二十九日、久美濱縣に屬し、知事伊王野治郎左衛門の支配下となれり。

廻狀但播作并に丹波國生野配下郡村へ布告

忠孝大義者兼而令教導畢、今般御政體御變革に仍而生野配下總而丹後國久美濱縣へ礦山者會計局に可引渡朝命謹而奉之候條、諸郡村鑛山共に宜敷其旨を奉じ寢食不安撫育之爲義を省み新縣知事の指揮に不違、尊王勉勵質素を守職業を竭し御國恩懇々し深可奉報候、仍如件舊取締薩藩折田主稅。『太田文書』

明治時代

明治元年、大小名を廢し藩知事を置く、四月出石領主仙石讚岐守久利の封土を出石藩となす。『太田文書』

明治元年五月、各神社神佛混淆を改められ、且由緒を調査せしめらる。『太田文書』

同年正月、西園寺公望山陰道鎮撫使として入但の時、小出英燦勤王を誓ひ同年五月十五日入朝、二十九日下太夫の爵を賜ふ。『小出系圖』

同年各器に菊花の紋章を用ひる事を禁止せらる。

同年十月八日、出石藩知事城を撤せん事を請ふ。

明治二年五月十日、倉見領主小出英榮致仕し秀發（邦三郎）繼ぐ。『小出系圖』

同年六月二十日、出石藩知事版籍奉還す。『明治沿革史』

同年十二月、倉見領主太夫小出邦三郎秀發の知行所を久美濱縣に屬す。『兵庫縣會史』

明治三年八月、久美濱縣より從五位佐治雪臣を派し、村内神社由緒并神體を調査し佛體及び淫祠を拉致す。『太田文書』

同年十一月二十三日、井田五藏久美濱縣知事に任ず。

同年十二月十九日、小松彰久美濱縣知事に任ず。

同年、太田市場村を太田村と改稱す。

明治四年七月十四日、列藩を廢し縣となし藩知事を縣知事に任ず、即出石藩は出石縣となれり知事は仙石政固なり。

同年十一月二日、諸縣を分合し知事を改めて縣令とし、出石縣久美濱縣を廢して豊岡縣に屬し、權令小松彰の配下となる、同時に管下に二十一大區、大區の下に小區を置き百十七小區に分ち出石郡は第二大區となり、區務所を出石内町に設け、木村・太田・中

山・坂野・虫生・口藤・森中藤・森奥藤・森中赤花・畑山・日向は第四小區に、坂津・口赤花・奥赤花村は高橋村と合し第五小區へ編入せらる。

明治五年三月八日、權令小松彰を縣令に任ず。

同年十月十七日、林茂平豊岡縣權令に任ず。

明治六年三月十日、中山校を開設す。『學校沿革誌』

同年六月、太田校を開設す。『學校沿革誌』

同年七月二十二日、豊岡縣より大塚、河野兩屬を派し社寺觀音堂を調査す。

明治七年、赤花校を開設す。『學校沿革誌』

同、御領中山私領中山の稱を廢し合併す。

同年十一月一日、中山郵便局を開始す、澁谷喜兵衛事務を取扱ふ。『郵便局沿革誌』

明治八年三月十日、中藤校を開設す。『學校沿革誌』

同年八月二十三日、鳥取縣權令三吉周亮豊岡縣令に補任。

同年六月、地租改正の令あり地押を施行す。

同年、赤花校を宇早稻村に新築す。『學校沿革誌』

明治九年八月、中藤校舎を新築す。

同年八月二十一日、豊岡縣を廢し兵庫縣に合し、縣令森岡昌純の配下とす。『兵庫縣會史』
同年、初めて國縣里道の制を定む。『兵庫縣會史』

明治十年、西南の役起り、赤花より能勢秀吉官軍に従軍し、功に依り勳七等并に年金四十圓を下賜せらる。

明治十一年、生野より出石・口矢根・中藤を経て宮津に達する路線を縣道に編入す。

『兵庫縣會史』

同年山岳を丈量し、錯雜地を組替へ官民有地を區分せらる。

明治十二年一月十三日、西山員直出石氣多郡長に任ず。

同年二月、兵庫縣會議員改選橋本正隆當選す。

同年十月、出石氣多郡役所を出石内町に置く。

同年十二月十二日、山岳地等調査を始む。

明治十三年、戸長役場の制を改正す。

同年五月二日、始めて種痘を中山校にて施行す。

同年八月十八日、坂津村外十七ヶ村戸長役場を中山に置き、出石郡第五戸長役場と稱し、今井甚兵衛戸長に就職す。

同年十二月、兵庫縣會議員改選、今田禎次郎當選す。『兵庫縣會史』

明治十四年一月二十日、中山村外十七ヶ村戸長太田吉右衛門就職す。

同年七月、太田校新築落成す、縣令森岡昌純式に臨み、橋本龍一經營の製糸場視察、橋本江笠宅に宿泊。『學校沿革誌』

同年八月十七日、口赤花・中赤花を合併し赤花村と改稱す。

同年九月七日、各部落に戸長を置く。

明治十五年一月、生糸縮緬屑物賣買紹介業永昌社の設立あり。

同年七月十五日、出石電信局開始。『但馬考』

明治十六年、夏人情視察として侍従子爵高辻修長巡視され、太田校に東里村酒井與右衛門を召し其善行を表彰、其夜今井甚兵衛宅に宿泊同侍従左之詩を書せらる今井甚兵衛之を藏す。『孤月中天夜幾更汽船破波入空明大洋一萬之千里身在神州直下行』
次で中山校に橋本龍一を召し勸業功勞を表彰さる。(第八人物篇參照)

同年七月、兵庫縣會議員補缺選舉あり今井甚兵衛當選す。

同年七月二十二日、各連合戸長役場を廢し事務を第五戸長役場に引繼ぐ。

同年十一月二十一日、中山村に巡查派出所を設置し、資母村一圓唐川村を管す。『駐在

明治十七年五月、兵庫縣會議員改選、今井甚兵衛當選す。

明治十八年四月二十二日、三重縣令内海忠勝、兵庫縣令に任ず。

同年九月、兵庫縣會議員改選あり、今田禎次郎當選す。

同年十一月一日、中山郵便局三等局となり、澁谷喜兵衛局長に就任す。『郵便局沿革誌』

同年中山村外十七ヶ村、戸長倉谷多都志（出石人）就職す。

同年墓籍を調査す。

明治十九年六月、中山巡查派出所を巡查宿泊所と改稱す。『駐在所沿革誌』

同年七月十二日、官制改革に依り、兵庫縣令内海忠勝知事に任ず。

明治二十年、各部落の山林耕地測量検査を施行す。

同年七月、生素縮緬屑物賣買紹介業積盛株式會社を設立す。

明治二十一年二月、今井甚兵衛、中山村外十七ヶ村、戸長に就職す。

同年二月、兵庫縣會議員改選あり、今田禎次郎當選す。

明治二十二年二月二十二日、縣令第二十四號を以て、町村區域并に名稱を改正し、舊

村名は大字として存す。『兵庫縣會史』

同年四月、中山巡查宿泊所を廢し、巡查駐在所と改稱、現在の區域とす。『駐在所沿革誌』
同年四月一日、町村制を施行し、戸長役場を廢し、資母村役場と改稱し、今井甚兵衛村
長に就職す。

同年十二月二十六日、香川縣知事林董兵庫縣知事に就任す。

明治二十四年一月十七日、教育勅語謄本を各學校に下賜せらる。

同年四月、中藤校新築落成す。

同年六月十五日、内閣書記官長周布公平兵庫縣知事に任ず。

明治二十五年二月、縣會議員改選あり、今田禎次郎當選す。

明治二十五年十一月一日、明治天皇御眞影を各學校に下賜せらる。

明治二十六年九月三十日、出石氣多郡役所を廢し、出石郡役所を置く。

同年九月三十日、谷野孝出石郡長に就任す。

明治二十七年五月一日、修道校に高等科を置く。

同年日清戰役起り、翌二十八年に互りて終る、村内從軍者歩兵軍曹太田幾治郎外三十名、内歩兵一等卒小西瀧藏病死せり。

明治二十八年十月八日、修道高等小學校舎新築落成す。

明治二十九年、赤花校舎を増築す。

同年二月、兵庫縣會議員改選あり、今井甚兵衛當選す。

同年七月一日、明治二十二年法律第三十六號により郡制を施行す。

同年九月一日、小畑源之助、口藤村に織布工場を開業す、其後三十一年三月に至り會社組織となし、三十五年二月に至り解散閉店す。

同年十月十三日、出石郡長黒田直就任す。

明治三十年三月二十六日、大森鐘一、兵庫縣知事に就任す。

同年六月十七日、橋本江笠村長に就職す。

同年十月六日、新井智三郎、出石郡長に就任す。

明治三十一年三月、中藤校を改築落成す。

同年四月二十一日、堀三右衛門、中山郵便局長に任ず。

同年十二月四日、田畑の地價修正せらる。

明治三十二年三月八日、資母村役場新築落成す。

同年四月二日、赤花に巡查駐在所を置く。『駐在所沿革誌』

同年四月二十五日、今田禎次郎村長に就職す。

同年五月十七日、第十團長伏見宮貞愛親王殿下、出石より宮津へ御通行の途堀三右衛門に休憩せらる。

同年九月二十五日、山田豊吉出石郡長に就任す。

同年十月、兵庫縣會議員改選あり、今井甚兵衛當選す。

同年十二月十七日、出石郡勸業會頭山田豊吉より縮緬業功勞者故澁谷伊右衛門を追賞す。其文左の如し。

凡一百數十年以前縮緬製造業を卒先企圖し、師を丹後國峯山町より招聘し、斯業を開始すと古老之口碑に傳ふ、以來倍々幸運に向ひ、資母村工業の大部を占め、前途有望の事業たり、完く率先者の誘導と獎勵の結果、後進者に於て本村縮緬業組合の設置等を組織し、専ら殖産の好運を來したる、其功績顯著にして、永く忘る可からざるものとす。

右資母村私立勸業支會の薦告により、其功績を賞し、金壹圓を寄贈し、靈前に供す。

明治三十三年四月八日、赤花巡查駐在所を畑山に移轉し、現在の區域とす。『駐在所沿革誌』

同年九月二十四日、今井甚兵衛村長に就職す。

同年十月二十五日、服部一三兵庫縣知事に就任す。

明治三十四年四月、大徳寺派管長廣洲授戒の爲藏雲寺へ回錫す。

同年十月十八日、太田尋常小學校舎を新築落成す。

明治三十五年、避病舎を建築落成す。

同年、久美濱福知山線（坂野中山畑山坂津經由）を縣道に編入す。『兵庫縣會史』

同年十月三十一日、澁谷季藏村長に就職す。

明治三十六年九月、澁谷季藏村農會長に就職す。

明治三十七年、日露戈を交ふ三十七、八年戰役と云ふ、從軍者砲兵少尉橋本篤一外百十一名、内戰死者歩兵上等兵小西隆治、歩兵一等卒今井森藏、歩兵一等卒山本安太郎、病死者歩兵一等卒永井權吉、輜重輸卒森本勝太郎なり。

同年六月二日、森田久忠出石郡長に就任す。

明治三十八年四月三十日、太田吉右衛門村長に就職す。

同年五月、太田吉右衛門村農會長に就職す。

同年十二月二十六日、今井在止村農會長に就職す。

明治三十九年三月十九日、永木誠太郎出石郡長に就任す。

同年四月、中山城山頂上を拓き日清日露戰病死者招魂碑を建築す。

明治四十年四月十三日、今田禎次郎村長に就職す。

同年五月三十日、赤花校舎を新築落成す。

同年六月二十日、日露戰役戰利品を各學校并に各村社に下賜せらる。

同年十月、出石郡農友會主催第二回農產物品評會を資母村にて開催す。

明治四十一年三月三日、村長今田禎次郎逝去す。

同年三月十六日、能勢兵次郎村長に就職す。

明治四十一年十二月一日、戊申詔書を下賜せらる。

明治四十二年四月二十三日、資母^{尋常}小學校舎を新築落成す。

明治四十三年八月、中藤校を増築す。

明治四十四年九月二十五日、兵庫縣會議員を改選す橋本江笠當選す。

同年十一月十五日、第一回尙齒會を開催招待者七十歳以上二百人。

同年十二月二十一日、本縣堆肥品評會に於て、村農會兵庫縣知事服部一三より、賞狀并に特別名譽賞牌を受く。其文左の如し

其村農家總戸數の二分の一以上完全なる堆肥舎を設け堆肥製造の改良を爲した

るを以て、兵庫縣堆肥料品評會規則第九條に依り特別名譽賞牌を授與す。

明治四十五年、太田校の玄關並に住宅を増築落成す。

同年一月二十一日、出石中山間電信電話を開設す。

同年大德寺派管長見性宗般藏雲寺に巡教す。

大正時代

大正元年十月十五日、森岡二朗出石郡長に就任す。

大正三年四月五日、畑山村駐在所建築す。『駐在所沿革誌』

同年八月、日獨戰爭起り同八年六月終る、從軍者海軍一等兵曹絹傘禎一外九名從軍す。

同年十一月、出石郡農友會開催農産物品評會を資母村にて開催す。

大正四年一月二十五日、伊達四雄出石郡長に就任す。

同年十一月十月、御大典御即位式につき天杯を賜ふ、拜受者九十歳以上五名八十歳以上三十六名。

同年十一月十七日、大正天皇御即位式に付き、村長能勢兵次郎を地方饗宴場、朝來郡和田山小學校に召さる。

同年十一月二十一日、第二回尙齒會を開催す、招待人員七十歳以上百六十四人。

同年十二月、御大典記念として柿栗梨苗を各戸に配布す。

同年十二月七日、兵庫縣農會長多木条次郎より村農會を表彰せらる。其文左の如し。

夙に米麥作蠶業畜産等の改良増殖に努め之れが奨勵上諸般の施設を講じ其事業の成績特に顯著なるを認め茲に本會表彰規程に依り其名譽を表彰す。

大正五年四月、御大典記念事業として村農會にて、坂津奥赤花に杉檜一萬二千本を植樹す。

同年四月二十八日、清野長太郎兵庫縣知事に就任す。

同年七月十八日、橋本江笠村長に就職す。

同年十二月七日、澁谷季藏村長に就職す。

大正六年二月二十八日、庄野繁次出石郡長に就任す。

同年四月八日、出雲大社教管長千家尊愛加悦町より來村澁谷喜兵衛宅に宿泊、翌九日資母校に講演し、十日出石へ出向す。

同年十月二十四日、大正天皇皇后兩陛下御眞影を各學校に下賜せらる。

大正七年三月、澁谷謙三村長に就職す。

同年八月二日、太田校の職員室を増築落成す。

大正八年四月二十八日、有吉忠一兵庫縣知事に就任す。

同年八月二十一日、柴原琢出石郡長に就任す。

大正九年三月三十一日、道路法施行縣郡村道の制を發布せらる其線路は左の如し。

縣道出石宮津線

郡道中山野中線出石加悦線中山久畑線

村道一等六線二等六線三等五線四等四十七線

大正八年、電燈工事に着手す、大正九年五月二十二日に至り工事落成點火す。

同年九月、五十五銀行中山支店開設、昭和三年五十五銀行但馬銀行と合同に付閉鎖す。

同年八月、兵庫縣知事有吉忠一道路織物視察として來村即日出石へ出向す。

同年十月一日、第一回國勢調査施行せられ、本村世帯數八百二十二人口男二千九十八名女千九百七十八名計四千七十六名調査員十六名。

同年十月九日、第三回尙齒會を開催す招待人員七十歳以上二百人。

大正九年十月二十九日、第十師團機動演習の際、加陽宮恒憲王殿下には、騎兵第十聯隊附として丹後より本村御通過、岩破甚五郎宅に休憩せられ、出石に御發足遊ばさる。

同年十二月、縣會にて南明道路改修問題を可決す。

大正十年一月十五日、太田の校舎一部を増築す。

同年八月、中藤校舎を新築落成す。

同年八月十五日、山田豊岡間鐵道豫定線視察として、石丸鐵道省次官來村す。

大正十一年五月、中藤校舎の一部を改築す。

同年七月十八日、橋本江笠村長に就職す。

同年、縣道出石宮津線、日向畑山中山所屬に路線變更改修に着手す、大正十三年に至り落成す。

大正十二年二月二十三日、松村昇出石郡長に就任す。

同年四月一日、郡制廢止を發令せらる。

同年四月一日、澁谷喜兵衛村農會長に就職す。

同年、中山久美濱線を縣道に編入せらる。

同年、出石警察署より中山、畑山巡查駐在所へ専用電話を架設せらる。

同年四月十四日、今井甚兵衛(在止改名)村長に就職す。

同年九月一日、東京附近震災につき金員物品を贈る。

同年十二月十一日、資母信用購買利用組合を設立し橋本江笠組合長に就職す。

大正十三年一月十九日、今井甚兵衛信用組合長に就職す。

大正十三年五月五日、第四回尙齒會を開催す招待人員七十歳已上二百二十九人。

同年九月九日、片岡工出石郡長に就任す。

同年十二月二十三日、田中豊太郎出石郡長に就任す。

大正十四年五月二十三日、豊岡町附近大震災火災あり、在郷軍人消防組青年團即時出援し且金員物品を寄贈す。

同年七月二十二日、電動力量架設工成り配給す。

同年十月一日、簡易國勢調査施行せられ本村世帯數八百六、人口男二千四十七名女千九百二十名計三千九百六十七名調査員十七名。

同年、岩屋峠の縣道改修に着手す、翌十五年に至り兵庫縣の分工事全く成れり。

大正十五年四月二日、村公有林の整理を認可せられ着手す。

同年五月、積盛株式會社宮津銀行と合同し宮津銀行支店を創設す。

同年七月一日、郡役所廢止せられ郡長田中豐太郎廢官たり。

昭和時代

昭和二年三月七日、丹後大震災火災あり在郷軍人消防組青年團應援の爲數次出張し、且つ金物穀品を寄贈す。

昭和三年一月十日、京都府知事大海原重義より左の感謝状を送らる。

昭和二年三月七日、日本府丹後地方に大震災火災勃發の際は、貴組の献身的活動に依り困惑せる罹災者を遺憾なく救護し得たるは洵に感激の至に堪へず茲に深厚の謝意を表す。

昭和二年三月三十日、資母村道路愛護團兵庫縣知事山縣治郎より、賞状并に金貳百圓を受く其文左の如し。

賞状出石郡資母村道路愛護團

一等賞

右本年道路共進會に参加し克く其趣意を體し一致協力して道路の愛護に努め公共奉仕の精神を作興し自治力行の良風を擴む其成績最優良なりと認め道路愛護獎勵規程に據り茲に之を表彰す。

同年四月十六日、村長今井甚兵衛村農會長を兼務す。

同年六月十一日、中山四辻間電信電話架設工事成る。

同年九月、信用組合事務所建築工事成る。

同年十月、大正十五年三月三十日法律第四十五號土地賃貸價格調査法に依り、同年

四月一日現在の地租を課すべき土地に付き調査す。

昭和三年三月三十日、資母村道路愛護團兵庫縣知事長延連より、一等賞狀并に金貳百圓を授けらる、賞狀二年三月三十日に同じ。

同年七月三十日、中山郵便局長正七位勳七等堀三右衛門逝去す。

同年九月二十八日、中山加悦線縣道に編入す。(縣告示第一六號)

同年十月九日、今上天皇の御眞影を下賜せらる。

同年十一月一日、堀三右衛門(茂改名)中山郵便局長に任ず。

同年十一月十日、御即位式に付天杯を賜ふ拜受者九十歳以上二名八十歳以上五十三名。

同年十一月十二日、第五回尙齒會を開催す招待人員二百十二人。

同年十一月十六日、村長今井甚兵衛、資母校長倉岡瑞穂、中藤校長黒田義彦、赤花校長

山根義夫、太田校長、岩谷寛二、資母校訓導、下田政次、郵便局長堀三、右衛門陸軍工兵中尉橋本吉之亮、陸軍歩兵少尉小西治之助、御大典、地方饗宴に神戸第一中學校に召さる。
本村御大典記念事業として左の諸件に着手す。

一、村誌を編纂す。

一、歴代村長の眞像を撮影す。

一、富有柿を戸毎に配布す。

一、學校林を設置す。

一、村并に學校各種團體の徽章を制定す。

一、消防を統一す。

一、各村社へ記念樹銀杏を栽植す。

第三篇 神社

概説

神社の社は、ヤシロと云ひ、天神地祇を鎮祭する所の殿舎にして、屋代の義なり。神社を宮と云ふは尊稱しての義なり。神社のことの史上に見えたるは日本書紀、古事記に大國主命が自幸魂奇魂を祀り給ひしを最古とし、之に次ぐを出雲の杵築大社なりとす。古代に於ける神社の建築方は古事記に於底津石根宮柱大斗斯理於高天原氷木多迦斯理とあり。即礎石を用ゐずして柱の下部を土中に埋め、屋上に千木を高く聳てしことを知らる。又産土神は之をウブスナノカミと云ひ、略してウブスナとも云ふ。其ウブスナは各人の本居即産出せる土地の稱にして其産土を守護せる神を産土神といふ。和爾雅に生神日本紀稱之本居倭俗稱在我産土之神日生土神産其神地之義也。又稱産靈今俗以生土神爲氏神者非也と稱し、其地に生るゝものを産子と云ひ又氏子とも云ふ。

氏子は元氏神即其祖神に對して各氏の子孫を謂へるものにして、産子は各鎮座神